

モンゴルにおける公立学校予算の現状と課題

ルハグワ アリウンジャルガル

(2010年10月7日受理)

Study on Mongolian High School Current Status of Budgeting and Some Limitations

Ariunjargal Lkhagva

Abstract: Since 1991 the rapid democratic reforms and transition to the free market economy in Mongolia created a disparity in many social strata in urban and rural areas. This deeply affected on the educational system as well. The Government of Mongolian has declared education as the fundamental of development, therefore, there is an urgent demand to study the current educational issues and make efforts to eliminate the disparity existing in urban and rural areas. Budget planning, funding, implementation and examining school budget management and limitations become priority issues in order to carry out a thorough examination on the current education system and the most urgent issues including budget limitations. This study attempts to investigate the current education policy and management in Mongolia, the high school budgeting in particular, in the period since 2002 when the renewed education policy was adopted in Mongolia. Based on the examination of the relevant legal acts and study materials, interviews with relevant stakeholders and survey conducted in the sample schools, the researcher determined the current issues focusing on the budget planning and implementation in the sample schools.

Key words: education act, school budget, Mongolia

キーワード：教育法，学校予算，モンゴル

I. 課題設定

1990年以降モンゴルでは、民主化・経済の自由化等が急速に進展したことにより、多分野において首都と地方との間に大きな格差が生まれた。民主化以降、私有企業による労働者の大量雇用、相次ぐ雪害や自然災害による家畜の損失等により、生活基盤を失った地方の人々が、就業や教育を求めて首都へと移動する傾向が強くなった。この人口流動は、現在も続いており、首都ウランバートル市では、貧困を含め数多くの社会問題が起こっている。このような状況から地域間の格差が拡大し、首都ウランバートル市自体にも悪影響を及ぼしている¹⁾。特に、教育分野においては、より一層格差が広がった。教育を国家発展の基礎と位置付けたモンゴルにとって、教育問題を含めこの地域格差の改善は緊急課題といえよう。

このような現状を改善するための一つの方策として、地方レベルで教育の振興充実が考えられるが、モンゴルの教育財政は、日本をはじめとした先進諸国には見られないほど苛酷な条件を数多く抱えている。例えば、地方においては未だ遊牧が生活の基盤であり、広大な土地にもかかわらず人口が少ない地域や自然環境の多様な地域が点在しており、国民全体の内、若年層の割合が大きい等があげられる。モンゴル国内においても地方における教育振興の重要性は認識されつつあるものの、その改善に向けた具体的な研究蓄積は未だに十分とは言い難い。このような課題山積のモンゴルでは、その課題改善に向けた関連法令の改正や新政策が次々に展開されている。具体的には1995年の教育法制定、1998年の教育法改正、さらには2002年新教育法制定、といった教育関連の法整備があげられる。教育政策としては、1996年の公立学校寮の有料化²⁾や、

1997年からはじまった公立学校の教員数削減を行った人事改革などである。この人事改革が、地方中心部から離れているソム³⁾などの4年制小学校の廃校、公立学校の高校部(9年10年のクラス)の閉鎖、県中心部の小規模公立学校を合併した総合学校にすることに繋がった。このような政策の背後には、経済危機に陥ったモンゴルが先進国と世界銀行、アジア開発銀行などの国際金融機関の援助に頼らざるを得ない状況に直面し、援助を受けるために国際機関による当時の提案条件を受け入れた⁴⁾こと等があると推測できる。無駄な経費執行が行われているというこれら国際機関からの指摘⁵⁾は、教育予算を含み国家予算の縮減を余儀なくされたが、先述のようなこれまでのモンゴルにおける教育政策の現状を鑑みつつ、直面する教育問題の改善を図ろうとするならば、現在の教育予算の編成・執行体制および学校予算の実態を検証し、その具体的課題を明らかにすることがまず重要であると考える。

ところで、本研究に関連する先行研究としては、社団法人日本モンゴル協会の「モンゴル教育改革 現地調査報告」、バトジャンツァン・ヒシグデルゲルの「変動期におけるモンゴルの教育現状と課題」、小出達夫の「モンゴル人と教育改革 (1) (2) (3) (4) (5): 社会主義から市場経済への移行期の証言」、Gita Steinerkhamssi, Ines Stolpe “*Educational Import-Local Encounters with Global Forces in Mongolia*”などが挙げられる。日本モンゴル協会の調査報告では1994年の9月の新学期の時点でのモンゴル教育の現状を概説し、報告を行っている。また、バトジャンツァンは、変動期の社会背景を中心にモンゴルの教育状況を概説しており、小出は教育改革に関わった人々へのヒアリング調査の実施、GitaとInesはモンゴルの教育制度の史的変遷および現状を概観している。しかし、これらの先行研究はモンゴル教育の現状の側面を把握する研究としては一定の評価ができるものの、モンゴルの教育の予算現状を整理し、その具体的な諸課題を明らかにするという視点から見た場合、十分な成果を示しているとは言い難い。

そこで本稿では、近年のモンゴルにおける教育行財政の具体的展開を解明する研究の一環として、2002年教育法制定以降の教育予算とりわけ学校予算に注目し、関連文献および資料、事例校の分析からそれらの編成および執行過程の一端を明らかにし、特質と課題を考究することを目的としている。

II. 公立学校の予算

1990年以前のモンゴル人民共和国の教育は、革命党

中心の体制で展開され、一党独裁による中央集権体制であった。モンゴルは70年の長期にわたりソ連の影響を受けていたが、1989年末に民主化運動が起こり、1992年にはモンゴル人民共和国からモンゴル国へと改称し、社会主義を完全に放棄した。社会主義憲法にかわる新憲法は、1992年1月に人民大会議によって制定された。1995年には新たな教育法が制定され、その後、いくつかの政府決定文書も出された⁶⁾。現在、モンゴルでは教育法(2002年5月)、初等中等教育法(2002年5月)、高等教育法(2002年5月)、職業教育法(2002年5月)⁷⁾、さらには2008年に新しく制定された就学前教育法⁸⁾といった法律の下で学校教育活動が展開されている。2009年9月から6歳児が小学校に入学する、12年制の6・3・3制度⁹⁾が正式¹⁰⁾に始まった。

1. 1995年教育法制定後の学校教育予算

2002年以前の教育法制定下における教育予算編成を明らかにするために、まずは1995年教育法下の教育予算の現状を整理しておきたい。1995年教育法では教育予算について5章34条において次のように定めている。

「公立の教育機関の予算は可変経費を基準とし、予算編成を行う。なお、大学、カレッジの固定予算(経常費)を国家予算から、中等学校や技術専門中等学校の固定予算(生徒数などに係わらず必要な経費、すなわち電気、暖房、教室の修理等々の定額予算いわゆる経常費)と寮経費、公私を問わず中等学校、技術専門学校の生徒一人当たりの(生徒数を基準にして教師数、給与、生徒寮などの予算いわゆる可変経費)可変経費を国家予算から支出しなければならない。」

教育予算は大きく二つに分類され、幼稚園および初等・中等学校¹¹⁾(1-10年制)の予算は地方予算に、高等教育機関(大学、専門学校等)予算は国家中央予算の中に組み込まれていた。すなわち、幼稚園および中等学校予算は県行政機関が総括管理し、下部組織である市、ソムに配分、執行される。一方、大学、高等専門学校予算は教育省(当時)が管轄することになっていたわけである。

また、予算編成にあたっては、中等学校の場合は各学校からの要望を踏まえてソム毎にまとめて県へ予算請求し、これを県が調整して教育省(当時)と大蔵省(当時)に提出し、省間調整を経て、国家大会議で審議・承認を受けることになっていた。また、高等専門学校の場合は、各学校が予算請求を教育省に提出し、同様の手順で決定されることになっていた。

当時、地方行政機関管轄の公立学校予算については、

教育予算の他事業への流用が頻繁かつ多額に行われていた。国家予算全体に占める文教関係予算は15%前後であったが、地方予算に占める教育予算の比率は約40から50%にも及んでいた。地方予算の大半が、教育関連予算と病院等の医療関連予算で占められていたと捉えてよいだろう。そのような実情から、各地方行政機関では他の事業へ配分する予算が極めて少ないため、教育予算を削減することによって他事業への予算を確保するという傾向が数多くみられたのである。当時、学校による自助努力での収入の活用が奨励されていたものの、実態は予算外収入が増えるとその分だけ予算が削られる仕組みになっていたため、十分な自助努力が行われていなかった¹²⁾。

教育予算の具体的な執行状況においては、教育施設の暖房費、電気費、燃料費などが全体の30%余を占めており、極めて高い割合を占めている点が特徴的である。例えば、こうした光熱費はウブス県が17.8%であるのに対して、フブスゲル県が24.5%、ザブハン県に至っては43.4%に達しており、地域毎の実情に応じた支出がなされていることが分かる。こうした暖房費などの大きな負担は、モンゴルの厳しい気象条件下の教育予算編成を悩ませている要因の一つであるといえる¹³⁾。

教育予算では上記のような課題を抱えていたが、1990年代の改革以降の著しい社会変容と世界のグローバル化は、1995年法体制下で展開されてきた学校教育活動の問題状況を一層増幅させ、モンゴル国家は7年後の2002年に新しい教育法を制定せざるを得ない状況に至ったのである¹⁴⁾。

2. 2002年教育法制定後の学校教育予算

現在のモンゴルにおける教育機関の予算は、国家予算と地方予算の他、投資（公共、外国）や、国内外営業所、民間機関からの援助、授業料、借金、教育機関自身の自助活動収入など、多様な財源からの収入で構成されている。2002年に制定された現行教育法には公教育予算について第5章40条に次のように規定されている。

「公立の教育機関の各段階においては固定予算（経常費）、初等中等学校、技術専門学校の寮費用、幼稚園園児の給食代、公私を問わない全ての幼稚園、初等中等学校の正規教育¹⁵⁾、非正規教育¹⁶⁾を受けている生徒一人当たり可変経費の積算額を国家予算から支出しなければならない。」

さらには、義務教育、中等教育を受けさせるための一人の生徒当たりにかかる可変経費予算の基準、高等教育を受けさせるための一人の学生にかかる予算の基

準を、学校所在地や種別によって中央政府が毎年決定するよう定められている。加えて、公立の教育機関は、財源の確保、教職員、生徒の福利厚生を充実させるために、法律に沿って営業を行い、収入を得ることができ、自助活動収入の執行権限は教育機関長にあるとされている。

新法の教育予算の規定を、旧法と比べて概観する限りでは、幼稚園園児の給食費と非正規教育費¹⁷⁾を国家予算から支出するように改正されている程度の変更であった。しかし、旧法下での課題とされていた教育予算の縮減傾向と、学校自助努力による収入増大と引き換えに予算削減がなされていく矛盾を孕んだ内容に関しては、教育予算の執行に大きな影響を及ぼすことになる同年成立の「公立機関の管轄・予算に関する法律」(2003年施行)により大きく改善されることとなった。加えて、同法制定のもう一つのねらいとしては、先述のような予算の流用などの不正を防止するために国家予算の支出実態を公表し、透明性を高めることも企図されていたのであった。

具体的には、「公立機関の管轄・予算に関する法律」の2章14条において、公立教育機関とりわけ公立学校は国からの配分予算以外に独自の口座¹⁸⁾を持つことが禁止された。これによって、学校は、自助活動により得られる収入の使用を監視されることになった。また、学校予算を定められた口座に振り込むことによって、予算配分の遅れ、他事業への予算の流用を抑止することにもなり、予算執行全体が可視化されるようになった。

この法律によって、学校予算案は学校から県教育所配属の専門官に提出され、同専門官によって査定が行われた後、さらに教育文化科学省の経済財政局、財務省の査定を受け、国会にて決定された予算が県・区の国庫業務担当者の手によって配分されることになった。本法律によって、従前は県の予算担当者によって行われていた教育全分野の予算の編成と配分が、教育文化科学省と財務省という二つの省の県配属専門官により行われる業務となり、国家予算に関する権限は事実上中央集権的な方向に逆戻りしたが、他面、先述のとおり学校予算は他に流用されることもなくなり、各学校へ全額配分されることできるようになった。

Ⅲ. 事例校の検証

以下に示すのは、筆者が2009年8月から9月にかけてモンゴル現地にて行った調査についてである。調査手法は主にインタビュー調査を行った。インタビュー対象者は、政府中央機関の役員であるモンゴル教育文

表1 調査対象学校の概要

調査対象学校	A 公立学校	B 公立学校	C 公立学校	D 公立学校
ウランバートル市からの距離	671km	607km	840km	1296km
県中心部からの距離	県中心部	64km	138km	180km
学校規模	大規模公立学校	小規模公立学校	大規模公立学校	大規模公立学校
校長の任務年数	13年目	5年目（以前も校長）	3年目（以前教頭）	2年目（以前は教員）
校長の性別	男性	男性	女性	男性
授業交代制の回数	3部交代制	2部交代制	2部交代制	3部交代制
寮の有無	無し	有り	有り	有り
自助努力収入の収集方法	保護者、企業、卒業者の援助	保護者、企業、卒業者の援助	牧場の利益・保護者、企業、卒業者の援助	農場の利益・保護者、企業、卒業者の援助
所属牧場・農場の有無	無し	無し	有り（牧場）	有り（農場）

化科学省所属モンゴル国立教育研究所所長 Nadmid BEGZ、フブスゲル県教育所副所長、及びフブスゲル県、ザブハン県内公立学校校長である。

モンゴル国立教育研究所所長 Nadmid BEGZ とのインタビューからは、教育予算に留まらず、モンゴルの教育現状についても有益な情報を得ることもできた¹⁹⁾。

まず、学校予算においては、法律で定めているように義務教育、中等教育は確かに無償とされているものの、モンゴルの地理的状況、地方の発展度によって地方学校の予算は大きく左右される場合があり、国の経済力のみでは十分な予算配分が困難であるのが現状である。配分予算は国家全体予算の20%を占めているが、そのうちの54.8%²⁰⁾は教職員給与であり、教職員の福利や研修に関わる費用、学校の設備費用といった部分に関する予算の十分な確保が困難であることがこのインタビューによって明らかになった。

一方、フブスゲル県の教育所副所長の話によると、以前に比べて仕事内容が明確化されたものの、政府中央（教育文化科学省）に提出する報告書、教育カリキュラムの編成内容、人事に関する業務、具体的には教員採用試験²¹⁾、教員研修、予算編成の提案、教育機関の管理職登用試験の実施、県の教育戦略の実施といったような中央政府からの依頼・指示業務や提出すべき報告書が増えたとのことであった。フブスゲル県の特徴は、少数民族問題を抱え、かつ首都から遠く地方に所在している点であるが、そのため、教員の福利や研修費用、学校への設備経費が十分に確保できておらず、学校自助収入で賄っている学校も多い。自助努力による収入は、該当学校の校長の学校経営手腕によって異なっ

ていることがインタビュー調査から明らかとなった。

次に、学校現場の事例としてフブスゲル県の公立学校3校、ザブハン県の公立学校1校を対象学校とし、校長にインタビューを実施した。調査の目的は数量的な把握ではなく、事例校での個別実態の把握が目的であったため、質的な調査として四つの学校を抽出し、インタビューすることにした。以下、インタビューの概略を示す。

質問内容は主に「予算とその編成・執行実態」を問うものであった。

A学校は、歴史が古くフブスゲル県内の代表的公立学校である。県中心部に位置するため、近年遠距離の地方から転入して来る住民の子どもの増加により教室が足りなくなっており、また大規模の学校であるため3部交代体制で授業を行っている。学校予算案に工事費を入れて提案申請するものの、削減されて予算が取れないのが一番の困難な問題である。自助努力による予算はあまりなく、保護者や企業の援助を得るために努力はしているものの、あまり集まらないのが現状である。集めた資金を教職員の福利に関することに使う場合が一番多い。スポーツの試合、学力コンテスト等を行った際に景品などに使用する場合もある。

B学校は県中心部から近く、車で3時間ぐらいのところに存在するソム中心部に位置し、県内でも古い学校の一つである。校長の話によると100%国家予算で運営されているが、国家予算だけで不十分であるため、A学校と同じく保護者や企業の財政援助に頼る場合もあるようである。同校に所有する寮があるため、遊牧民の子どもの多い。保護者からの援助として、ソム中心部に在住の保護者が低予算で工事をしてくれる

ことと、寮生徒の給食に使う肉などの主な食材を遊牧民から直接購入しているため、低額の予算で賄えることができるものの、教職員への給与が少額であり、彼らの福利環境が最も手薄となっている。

C学校は県中心部から遠く、フブスゲル県の西端に位置する学校である。生徒数は多く、2部体制で授業を行い、寮をもつ学校である。校長の話によると、他の学校と同じく国家から配分される予算では学校の経営は難しく、他の学校と同様の問題を抱えること、加えて他の学校と比べて県中心部から遠いため、教職員が研修を受講するための出張交通費、あるいは県中心部にて行われる学力コンテスト等に参加するための経費が高額にのぼる。

C学校の2009-2010年の予算編成案は図1に表した通りである。配分された予算は、給与、電気代、暖房費、寮運営費などの必須予算に留まっており、校舎の工事費、教材費などは殆ど含まれていない。削られた12,000万トグリの予算の大部分は、校舎の工事費、寮設備費などに使用する予定だったが、予算が決定されないため、築後70年間近く使っている校舎の改修工事などはほとんどされていない。

同校は、インタビューを行った学校の中で、自助努力収入を得るために最も力を入れている学校であった。学校所有の牧場を持ち300頭ぐらいの家畜を飼っている。家畜を飼っているため、寮生徒の給食に使える食料が低額の予算で賄えることと、羊の毛皮、山羊のカシミアなどを売り、学校予算に補充し、学校にパソコンやコピー機を購入していた。C学校の2009-2010年の自助努力収入は、一年間で100万トグリ相当だった。これらは全部、学校教材の購入資金となっていた。

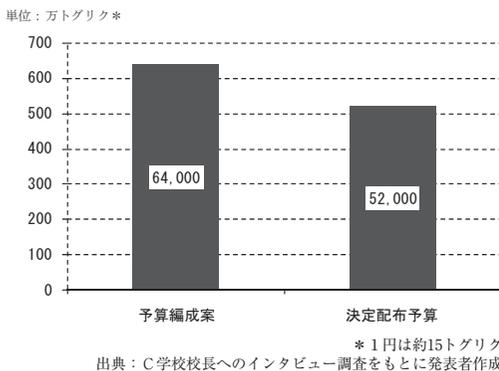


図1 C学校2009-2010年予算

D学校はモンゴル西部に位置するザブハン県の学校であり、4校の中で、首都ウランバートルから一番遠く、県中心部からも180km離れている。同校もモンゴルで歴史のある学校のひとつである。校長は4校の校長中で一番若く、就任2年目だった。予算については他の学校と同じく国家予算が足りないことと、保護者や企業の財政援助に頼っているが、学校所有の農場も経営している。農場で野菜を栽培し、寮の子どもの給食に使用し、残りの野菜を売り、その利益を他の校費にまわしているとのことであった。

以上が、対象学校の校長に対象にした学校予算に関するインタビュー調査の概略である。インタビュー調査から共通して指摘できることは、配分されている予算は学校運営上の最低限度に留まっており、調査校すべてにおいて校舎工事費、教職員の福利向上のための費用不足が生じており、不足分を学校自助努力だけでは十分賄い切れていないのが現状である。また、調査校における共通の課題は、地方の学校には低所得家庭の子どもの占める割合が極めて高いため、家庭からの教育費の支出が事実上困難を極めていたことである。加えて、地域の特性により、自助活動収入を得られる機会が少ない地域があることも指摘できよう。さらに、地方の学校は県中心部から遠距離のところに位置するため、県中心部や首都にて行われる教員研修やセミナーなどに教員を参加させるために多額の費用が必要であるとともに、これらの学校を取り巻く環境は社会的サービスが整備されていない場合も多く、モンゴルの寒冷な冬を乗り越えるための暖房費も嵩んでくる。これらも、モンゴル各地の教育分野において看過しがたい現実的な課題の一つであるといえよう。

IV. まとめと課題

以上、1995年教育法と2002教育法の教育予算に関する条文の分析およびモンゴルの教育予算の編成執行過程を整理し、事例校における特徴と現実的な課題を検討してきた。それによると、おおよそ次のような諸点が指摘できる。

まず、モンゴルの教育財政は、一般的な経済的問題以外に、モンゴル独特な国事情から生まれるその他の問題が大きく影響していることである。モンゴルの多くの地方は、未だ完全な定住社会ではなく、遊牧民も多いことから、学校には寮の設置が強く求められるとともに、人口密度も低いために小規模学校を各地に分散して設置しなければならないという非効率さを招来している。当然のことであるが、小規模学校であっても、寮・食堂・守衛等、一定の教職員が不可欠である

ことに加え、寒冷な冬の厳しさを乗り越えるための高い暖房設備とその維持経費が必要になる。

第2に、近年増え続ける首都への人口流動傾向である。首都へ転出する流動の強まりは、統計データからもしっかりと読み取ることができる²²⁾。この流動によって、元々の生徒数が少ない地方の公立学校の入学率が一層下がり、県中心部や、首都での学校教員の仕事が増えた。加えて、地方には経験のある教員を確保することが難しい状況もある。したがって、地方に教育を普及させ、首都においても良質の教育を提供し続けることは、モンゴルの教育分野の最重要課題であるといえよう。

第3に、都市と地方の学校教育の質の格差である。県中心部の学校を総合学校²³⁾にしたことに加え、首都への人口流動が強まったことにより、首都と県中心部の高校部の入学生徒数が制限されることになった。政府は8年制卒業生の70%以上を9年生に進学させるように学校に助言はしているが、実際には大規模学校²⁴⁾は70%を上限としている。高校に進学するには中学を卒業するための全国統一試験を受験することが必須であり、統一試験の結果によって高校進学か否かが決定されるため、統一試験の結果が良好でなかった生徒は、中等教育以上の教育を享受できないことが調査で明らかになっている²⁵⁾。

第4に、1990年の改革後におけるモンゴルの教育分野は、地方分権化されたことにより、地方行政機関の管轄下にあった義務教育学校予算については、他事業への流用が頻繁かつ多額に行われるとともに、学校自助活動による予算外収入が増えるとその分だけ配分される予定の予算が削られる等の深刻な課題を抱えていた。2002年の新教育法とともに同年に成立した「公立機関の管轄・予算に関する法律」により教育予算を他の事業に回すことや、学校自助努力による収入増と連動した予算削減等の諸問題の解決が図られ、予算執行の透明性も強調された。2002年教育法によって、モンゴルの教育事情は、事実上、中央集権化の傾向が強まったものの、公平さや公正さの点からは旧法よりも改善されており、一定の評価に値しよう。

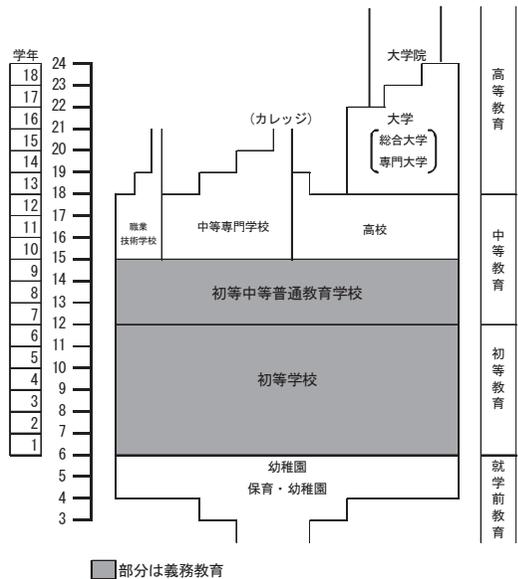
最後に、事例校の校長のインタビュー調査からは以下のようなことが明らかとなった。まず県中心部からの距離によって、学校予算の使途が大きく異なっていることが挙げられる。とりわけ、遠隔地の学校では、県中心部にて行われる研修への参加費用の捻出や質のよい教員の確保が極めて困難であり、中心部の学校も含めて、十分な学校予算の確保ができていない。独自の牧場等を保有することで配分予算外に収入を得られる遠隔地の学校もあるものの、中心部付近に所在する

学校では、そのような機会が殆どないことも明らかとなった。

前述したようにモンゴルの激しい社会変化の中、期待される教育成果を上げていくためにはモンゴル固有の事情を考慮しつつ、それぞれの地方の実情に応じた予算編成や執行への配慮が特段必要なのではないだろうか。本稿では、事例とした学校は4校に留まっており、モンゴルにおける全国的傾向を把握するには至っていないため、今後は、他の地域も対象とした調査を行い、地域毎の特徴を一層鮮明にする必要があると考えている。

【参考資料1】

モンゴルの学校系統図



出典：モンゴル教育文化科学省ホームページをもとに筆者作成 (2010年3月現在)

【註】

- 1) ジャミヤン・ガンバト「モンゴルにおける地域格差に関する一考察」『比較経済体制学会年報』第41号, 2004年, 72-84頁が詳しい。
- 2) 地方の子どもに教育を受けさせるには寮は欠かせない施設である。寮を有料化したのは学校教育を受ける子どもにハンディを負わせ、ドロップアウトにもつながったことなどにより2000年にこの政策を中止した。
- 3) モンゴル行政区分のひとつ。県 (aimag/アイマク), 市 (hot/ホト), 町 (sum/ソム), 地区 (duureg)

／ドウレグ), 村 (bag/バグ) という順。ソムは県の中にあり, ソムの中に村がある。一方, 首都ウランバートル市の中に地区がある。

4) モンゴル教育分野の研究を行っていた幾つかの国際基金がモンゴル国内の状況を改善するために行った提案の大部分は以下の6項目などであった。

- ① 地方分権化政策を執行する
- ② 高等教育を有料化する
- ③ 私立学校への助成を行う
- ④ 公立小学校・中学校・高等学校の授業を二部交代制にする
- ⑤ 教材作成に力を入れる
- ⑥ 教員養成より教員研修に力を入れる

上記の提案は当初, 教育財政を改善する提案であった。当時の教育状況を救済するため, 国際基金などの援助を得る方法として, 上記の提案を実現させなくてはならなくなった。Gita Steiner-Khamsi, Ines Stolpe 『Боловсролын бодлогын импорт Даяар шинэчлэл ба Монголын орон нутгийн хүчин зүйлс』 Нээлттэй нийгэм форум, 2007он, 145頁。
英訳: Educational Import-Local Encounters with Global Forces in Mongolia, Gita Steiner-khamsi, Ines Stolpe, 2006.

5) 註4) に同じ。

6) 1997年に「教育セクター改革(1997-2005)のためのモンゴル政府基本命令」, 1998年に「21世紀のためのモンゴル・アクションプラン」, 1999年に「中期社会経済発展戦略1999-2002」, 2000年に「モンゴル教育セクター戦略2000-2005年」などである。

7) これらの法は2003年1月, 2006年12月, 2008年5月にそれぞれ一部改正されている。

8) この法律は幼児の発達, 健康を支援する, 就学前教育を身に付させることを目的としている。就学前教育は2歳児から小学校入学するまでの子どもを対象とする。

9) 【参考資料1】モンゴルの学校系統図を参照。

10) 2008年に移行期として6歳と7歳の子どもが入学した。

11) 当時の9年生10年生は日本の高校に相当する。モンゴルの公立高校は無償で教育を受けられる。

12) 「現地調査報告」『モンゴルの教育改革』財団法人日本モンゴル協会 平成17年3月。

13) 註13) に同じ。

14) Надмидын Бэгз 『Боловсролын хөгжлийн онол, аргазүйн асуудлууд』 Улаанбаатар, 2008он, 179頁

15) 法律に定められている教育機関(各段階学校)において, 生徒の義務教育と, 技術専門教育を受ける

ニーズを満たすために行われる教育活動を正規教育という。←教育法第1章3.1.6(フォーマル教育とも言われる)

16) 法律に定められている構成以外に, 国民に教育サービスを提供するために行われる教育活動を非正規教育という。←教育法第1章3.1.7(ノンフォーマル教育とも言われる)

17) 註の16と同じ。例えば, 学校教育をドロップアウトされた児童を対象に行う教育, 成人教育等。

18) “公立機関の管轄・予算に関する法律”が制定する以前は学校口座の個数は制限されてなかった。

19) 筆者は, 本研究を開始した際の各種文献の分析では, 1995年教育基本法で地方分権化された教育行政が2002年新教育法で集権的になった理由を明確に把握し得ていなかったが, この対話によってモンゴル国家がなぜかかる政策修正に踏み切ったかその理由を初めて確認することができた。

20) 2007年現在のモンゴルの教育予算の場合。

21) 学校側が教員の採用を決めるが県教育所の試験を受け合格し登録されている人を採用するように指示出している。

22) ジャミヤン・ガンバト「モンゴルにおける地域格差に関する一考察」『比較経済体制学会年報』第41号, 2004年, 72-84頁。

23) 1997年の公立学校の教員数削減を行った人事改革によって, 地方中心部から離れているソム, 県中心部の小規模公立学校を合併しことによってできた学校を示す。

24) 生徒数が多く, 教員の仕事量が地方の学校に比べて多い学校。

25) Gita Steiner-Khamsi, Ines Stolpe 『Боловсролын бодлогын импорт Даяар шинэчлэл ба Монголын орон нутгийн хүчин зүйлс』 Нээлттэй нийгэм форум, 2007он。

英訳: Educational Import-Local Encounters with Global Forces in Mongolia, Gita Steiner-khamsi, Ines Stolpe, 2006.

【主要参考文献】

1. 松林嘉熙「モンゴルの教育風土 一体制変革期の一学生のあゆみ」『鈴鹿工業高等専門学校紀要』第36巻, 2003年, 25-31頁。
2. ガルサンジャムツ・ウルツィネメフ(Галсанжамцын Өлзийнэмэх)「モンゴルの教育制度と遠隔教育の発展」『生涯学習研究と実践』北海道浅井学院大学生涯学習研究所研究紀要第6号, 2004年, 43-51頁。

3. 「現地調査報告」『モンゴルの教育改革』財団法人日本モンゴル協会 平成17年3月。
4. 宮前奈央美「モンゴル・ウランバートル市内における教育格差」『国際教育文化研究紀要』第6号, 九州大学大学院人間環境学専攻, 2006年, 106-112頁。
5. バトジャンツァン・ヒシグデルゲル (Багжанцангийн Хишигдэлгэр) 「変動期におけるモンゴルの教育の現状と課題」『教育学論叢』第24号, 国士舘大学教育学会, 2006年, 73-94頁。
6. 小出達夫「モンゴル人と教育改革 (1): 社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第98号, 2006年, 263-302頁。
7. 小出達夫「モンゴル人と教育改革 (2): 社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第100号, 2007年1月, 167-219頁。
8. 小出達夫「モンゴル人と教育改革 (3): 社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第102号, 2007年6月, 161-193頁。
9. 小出達夫「モンゴル人と教育改革 (4): 社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第106号, 2008年12月, 149-181頁。
10. 小出達夫「モンゴル人と教育改革 (5): 社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第109号, 2009年12月, 19-50頁。
11. 仲律子「モンゴルが抱える教育課題 — 経済的問題を中軸として —」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要』第48号, 心理発達科学, 2001年, 9-16頁。
12. 駿河輝和, アマルジャルガル・ダイリー「モンゴルにおける教育と労働市場」『国際協力論集』第16号, 神戸大学大学院国際協力研究科, 2009年, 51-66頁。
13. Lkhagva Ariunjargal「現代モンゴル教育法の特徴と課題 — 1995年旧法と2002年新法との比較分析を通して —」『教育行政学研究』第31号, 西日本教育行政学会, 2010年, 47-58頁。
14. 21st Century COE Program 日本福祉大学『モンゴル国における貧困家庭児童の家族に関する研究 2004年度 COE プロジェクト調査報告書』日本福祉大学 COE モンゴル・グループ Munkhiin useg Co., Ltd, 2005年。
15. Гита Стайнер-Хамси, Инес Штольпе『Боловсролын бодлогын импорт Даяар шинэчлэл ба Монголын орон нутгийн хүчин зүйлс』Нээлттэй нийгэм форум, 2007он.
英訳: Educational Import-Local Encounters with Global Forces in Mongolia, Gita Steiner-khamsi, Ines Stolpe.
16. Нанжидын Наранчимэг「Орон нутаг дахь боловсролын хөгжлийн удирдлагын үндсэн асуудал」Улаанбаатар 2002 он.
17. Батаагийн Мөнхжаргал「Орон нутгийн боловсролын удирдлагын шийдвэр гаргах үйл явцыг боловсронгуй болгох асуудал」Улаанбаатар 2004 он.
18. Надмидын Бэгз『Монгол улсын боловсрол』, Боловсрол судлалын үндэсний хүрээлэн, Улаанбаатар 1996он.
19. Н. Бэгз, Д. Ванчигсүрэн『XX зууны Монголын боловсрол судлал』, Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны яам Боловсролын хүрээлэн, Улаанбаатар 2001он.
20. Орхид Надмидын Бэгз『Боловсролын хөгжлийн онол, аргазүйн асуудлууд』, Боловсролын хүрээлэн, Улаанбаатар 2008он.
21. О. Сарантуяа『Шилжилтийн үеийн боловсролын нийгмийн асуудал』, Монгол улсын шинжлэх ухааны академи, философи, социологи, эрхийн хүрээлэн, Улаанбаатар 2005он.
22. National Statistical Office of Mongolia (2007) Mongolian Statistical Yearbook 2006.
23. Морис Ротсаби著, 小長谷有紀; 小林志歩 訳『現代モンゴル 迷走するグローバリゼーション』明石書店, 2007年。

(主任指導教員 古賀一博)